

## 特記仕様書（畑地かんがい末端散水器材）

### 第1章 総則

#### 第1節 一般

- 1 本仕様書は、平成29年度畑地帯総合整備事業(担手育成)鹿児島2期地区その1畑地かんがい末端散水器材調達に適用する。
- 2 本仕様書に定めない事項については、「農業土木工事共通仕様書（平成30年4月宮崎県農政水産部）」に準じる。

### 第2章 材料

#### 第1節 規格

- 1 使用材料は、すべて日本工業規格(以下「JIS」という。)または、これに準拠したものでなければならない。
- 2 材料の耐用年数は10年以上でなければならない。
- 3 納入材料は、納入に先立ちその品質規格寸法等について、主要材料納入願いを担当者に提出し、承諾を得た後に納入すること。

#### 第2節 検査

- 1 材料検査に合格したものであっても使用時に損傷変質変形したとき、または発注者が不良品と認めるときは、新品に取り替えるものとする。

### 第1章 器材規格

#### 第1節 散水部

- 1 吊下げ式スプリンクラー（着脱式）
  - ・ 標準使用圧力0.25MPaの時、散水量2.2L/分程度、散水幅8.0m程度の器種とする。
  - ・ 配置間隔は4.0m以内とする。
  - ・ 吊下げ式スプリンクラーは全円型タイプとする。
  - ・ 末端部は吊下げ式スプリンクラー用のフラッシングバルブとする。
- 2 散水チューブ（タイプD）
  - ・ 使用圧力0.15Mpaの時、散水量0.60L/分程度、散水距離0.4mの器種とする。
  - ・ 末端部は散水チューブ用ストッパーとする。

#### 第2節 送水部

- 1 硬質塩化ビニール管
  - ・ 地中配管部分については、硬質塩化ビニール管（VPφ50、φ25）を使用し、エルボ、チーズ、ソケット等継手についても硬質塩化ビニール製とし、TS接合とする。
- 2 ポリエチレン管
  - ・ 地上配管部分については、ポリエチレン管（PE25）を使用し、エルボ、メスアダプター、オ

スアダプター等の継手についてはポリ製継手とする。

### 3 ボールバルブ

- ・  $\phi 25$ で黄銅製600型とする。

## 第3節 取水部

### 1 マチノ式継手

- ・ 給水栓との接続は、マチノ式継手とする。

### 2 硬質塩化ビニール管

- ・ 地中配管部分については、硬質塩化ビニール管（VP $\phi 50$ 、 $\phi 25$ ）を使用し、エルボ、チーズ、ソケット等継手についても硬質塩化ビニール製とし、TS接合とする。

### 3 SPG管（白）

- ・ 地上配管部分については、SPG管（白）を使用し、接続部はねじ切り式構造とする。エルボ、チーズ、ユニオン、ニップル等の継手についても鋳鉄製継手（白）とし、接続部はねじ込み式構造とする。

### 4 ストレーナー

- ・ ディスク式とし、スタンド付メッシュ40～140で口径50mmとする。
- ・ 内部ディスクエレメント（ストレーナー）の取外しが容易に行える構造とする。
- ・ フィルター用スタンド付とし、継手は、ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手（白）とする。

### 5 減圧弁

- ・ 減圧弁は口径50mmとし、二次側圧力を0.2～0.4Mpaに調整可能なものとする。

### 6 液肥混入器

- ・  $\phi 50$ でベンチュリー式 100～600L/minとする。

### 7 自動灌水コントローラー

- ・ 自動かん水タイマーは、電磁弁一体型で口径は50mmとし、センサー入力ケーブルが付属する。電源は電池式とし、使用圧力0.1～0.6Mpaとし、散水日は曜日や日数で設定できるもので、散水回数は1日4回までとする。
- ・ 継手については、ねじ込み式（内ネジ）とする。

### 8 保護ボックス

- ・ 保護ボックスは、プラスチック製で自動灌水タイマーを収納できるものとする。

### 9 ボールバルブ

- ・  $\phi 50$ で銅製600型とする。

## 第4章 散水器材の搬入

### 第1節 運搬

- 1 器材の積み卸しに際しては、突き放し、放り投げ、引き卸等によって器材に衝撃を与えてはならない。特に両端接続部、塗装部を損傷しないように必要に応じて保護を行うとともに、取扱は慎重に行わなければならない。
- 2 運搬に際しては車体の振動等による器材の損傷を避けるため、ゴムシート、ムシロ等で保護を行うものとする。

## 第2節 搬入場所

- 1 搬入場所については、あらかじめ担当者と打ち合わせを行い、鹿児島山2期地区内の指定する場所に搬入するものとする。

## 第5章 その他の特記事項

### 第1節 協力体制

- 1 器材を購入後最初の使用に当たり不具合が生じた場合には原因を明らかにし、協議のうえ、修理・交換を行うものとする。
- 2 器材の取扱等について、使用者からの問い合わせに対応できるよう、質問の窓口を明確にしておくこと。

### 第2節 連絡先

宮崎県西諸県農林振興局 総務課

TEL 0984-23-3164

FAX 0984-22-7884

E-mail : nishimoro-norin@pref.miyazaki.lg.jp